

# 福岡県バス対策協議会について

## 1. 設立経緯

平成12年5月に成立した改正道路運送法（平成14年2月に施行）により、乗合バス事業に係る路線の休廃止について、許可制から届出制となり、路線廃止の増加に伴う、地方への影響が危惧された。

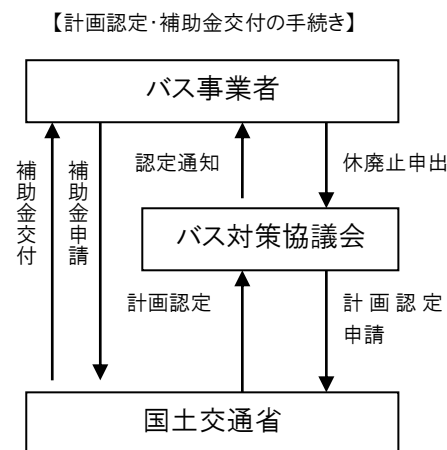
地域住民の生活交通を確保するため、以下の対応が求められることとなった。

- ①県は休廃止への対応（代替交通の確保や、補助金による路線維持）を検討するため「バス対策協議会」（地方運輸局、自治体、交通事業者で構成）を組織すること
  - ②事業者は休廃止の届出に先立って「バス対策協議会」に路線の休廃止の意向を申し出ること
  - ③交通事業者が国庫補助を受けようとする路線については、バス対策協議会が策定する「地域間幹線系統確保維持計画」に記載される必要があること
- 本県では、平成12年5月に本協議会を設置した。

## 2. 地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)の概要

複数市町村にまたがる赤字路線バスについて、①運行欠損額（収支差）及び②車両の減価償却費に対して1/2を補助（残り1/2は県が補助）。

年度		R4	R5	R6（今回計画）
申請事業者数		11	11	11
系統数		50	51	56
車両数		10台	11台	14台
国補助金額 (千円)	運行費	186,349	142,747	196,985
	車両	15,315	17,439	21,132
	合計	201,664	160,186	218,117
県補助金額 (千円)	運行費	323,541	198,547	-
	車両	15,315	18,737	-
	合計	338,856	217,284	-



※R4は国・県とも要件緩和後の額。県補助額はR4は実績額、R5は予算額を記載。

※国は基準年度から過去3カ年の収支差を、県は基準年度の実績収支差を基に経費を算定することから、補助金額が異なる。

## 3. 地域間幹線系統確保維持計画(バス対策協議会策定)

国庫補助を申請する路線について「目的・必要性」、「効果・目標」、「運行計画」、「生産性向上の取組」を定めるもの。

## 4. 福岡県バス対策協議会

### <委員>

- ・九州運輸局自動車交通部長
- ・九州運輸局福岡運輸支局長（副会長）
- ・福岡県企画・地域振興部長（会長）
- ・福岡県市長会会長
- ・福岡県町村会会長
- ・一般社団法人福岡県バス協会会長

### (臨時委員)

- ・関係市町村の職員
- ・関係バス事業者の代表者